国立大学法人鹿屋体育大学旅費規則

平成１６年４月１日
規　　則　　第４０号
改正　平成１８年３月２４日
規　　則　　第１１号
平成１９年３月２２日
規　　則　　第１７号
平成２０年３月１９日
規　　則　　第９号
平成２３年３月３１日
規　　則　　第１９号
平成２９年６月８日
規　　則　　第１８号
令和４年２月２日
規　　則　第１０号
令和７年１０月２３日
規　　則　第２６号
令和８年９月２８日
規　　則　第２８号

目次

第１章　総則(第１条－第１４条)
第２章　旅費の種類及び内容(第１５条－第２７条)
第３章　雑則(第２８条－第３５条)
附則

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「法人」という。）の業務のために旅行する法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対して支給する旅費に関する基本的な事項を定め、もって、業務の円滑な運営と旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一　「役員」とは、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成１６年規則第１号)第７条に規定する学長及び理事並びに監事をいう。

二　「職員」とは、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成１６年規則第２０号）第２条第１項に規定する者をいう。

三　「内国旅行」とは、本邦（北海道、本州、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号）で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

四　「外国旅行」とは、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

五　「出張」とは、役職員が法人の業務のため一時その常時勤務する事務所（以下「事務所」という。常時勤務する事務所がない場合又は学長若しくはその委任を受けた者（以下「旅

行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は役職員以外の者が法人の業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

六　「赴任」とは、新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から事務所に旅行し、又は出向を命じられた役職員がその出向に伴う移転のため旧事務所から新事務所に旅行することをいう。

七　「帰住」とは、役職員が退職し、又は死亡した場合において、その役職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

八　「家族」とは、内国旅行にあっては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で役職員と生計を一にする者をいい、外国旅行にあっては役職員の配偶者及び子で役職員と生計を一にする者をいう。

九　「遺族」とは、役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（旅費の支給）

第３条　役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

２　役職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一　役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

二　役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

三　役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四　役職員が、外国の勤務地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

五　役職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

六　外国勤務の役職員が死亡した場合において、当該役職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

七　外国勤務の役職員の配偶者又は子が、当該役職員の勤務地において死亡し、又は赴任のため随伴中若しくは家族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦へ帰る途中の外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員

３　役職員が前項第１号又は第４号の規定に該当する場合において、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則第１６条（第１項第１号を除く。）、第１７条若しくは第４９条第１項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

４　役職員以外の者が、法人の依頼に応じ、法人の業務の遂行を補助するために旅行する場合には、旅費を支給する。

５　第１項、第２項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができるときは、当該家族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に旅行命令権者の判断で旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を取り消され又は変更され、或いは死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるとき又は支出しなければならない金額があるときは、その金額のうちその者の損失となった金額で鹿屋体育大学旅費細則（平成１６年細則第１１号。以下「旅費細則」という。）で定めるものを旅費として支給することができる。

６　第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行期間中の交通機関の事故、天災、宿泊施設の火災その他本人の責に帰すべきでない理由で、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で旅費細則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅費の支給区分）

第４条　役職員に係る旅費の支給区分は、第２３条に規定する転居費を除き次の各号に掲げるところによる。

一　役員

二　教職員等（役員以外）

２　学外委員及び非常勤の職員に係る旅費の支給区分は、別表第１の定めるところによる。

３　前２項以外の者に係る旅費の支給区分は、別表第２に定めるところによる。

（旅行命令等）

第５条　旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

２　旅行命令等は、業務の円滑な遂行を図るため必要がある場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り発することができる。

（旅行命令等の手続き）

第６条　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更（取消を含む。以下同じ。）する場合には、旅行命令（依頼）書に旅費細則で定める事項を記載又は記録し、これを当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令（依頼）書に旅費細則で定める事項を記載するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

２　旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに旅行命令（依頼）書に旅費細則で定める事項を記載しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第７条　旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

２　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

３　旅行者が、前２項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行をしたときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給をうけることができる。

（旅費の種類）

第８条　旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。）、移動手当、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、第２章の定めるところによる。

（旅費の計算）

第９条　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第２章で定める種類及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行することができない場合には、その実際の経路及び方法によって計算する。

（事務所等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第10条　事務所又は旅行地（以下この項において「事務所等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、事務所等以外の地から目的地に至る旅費の額と事務所等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。
２　既に旅行している者が、旅行地から事務所以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から事務所以外の地に至る旅費の額と旅行地から事務所に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（２事業年度にわたる旅費の支給）
第11条　出張の期間が２事業年度にわたる場合の旅費は、原則として２事業年度に区分して支給する。その区分は、事業年度経過後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分する。
２　前項の特例として、内国旅行については、当該旅行のうち翌年度に係る日数が１４日以内の場合に限り、当該２事業年度のうち前事業年度の予算から概算払で支給することができる。
３　第１項の特例として、外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前１０日間の準備期間とを通じた旅費を、当該２事業年度のうち前事業年度の予算から概算払で支給することができる。
４　前２項の規定により支給した旅費の精算によって生ずる返納金又は追給金は、その精算を行った日の属する事業年度の収入又は支出とする。
５　赴任旅費の支給については、出向のための実際の旅行が前事業年度中に行われる場合であっても、採用発令日の属する事業年度の予算によるものとする。

（職務の変更等があった場合の区分）
第12条　出張中又は赴任中における年度の経過、出張者又は出向者の職務が変更されたことに伴い交通費を区分して計算する必要がある場合には、職務等の変更後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分する。

（旅費の請求手続）
第13条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、旅費細則で定める必要書類を出納役に提出しなければならない。この場合において、必要書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。
２　概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して２週間以内に、当該旅行の旅費を精算しなければならない。
３　第３条第６項の規定により支給した旅費の精算については、前項の規定にかかわらず旅費細則に定める方法によるものとする。

（返納金等）
第14条　出納役は、前条の規定による精算の結果返納金があった場合には、速やかに返納金を納付させるための告知手続きをとり、告知した翌日より起算して２０日以内に、当該返納金を納付させるものとする。
２　出納役は、前条の規定による精算の結果追給金があった場合には、速やかに追給金を支給するための手続きをとり、当該追給金を支給するものとする。
３　出納役は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第13条第２項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に返納金を納付しなかった場合には、出納役がその後においてその者に対し支払う旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該返納金に相当する金額を差し引かなければならない。

第２章　　旅費の種類及び内容

（鉄道賃）

第15条　鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　急行料金

三　寝台料金

四　座席指定料金

五　特別車両料金（内国旅行にあっては役員並びに旅行命令権者が特に必要と認めた者に限り、外国旅行にあっては役員に限る。）

六　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　運賃の等級が区分された鉄道により移動するときの運賃の額の上限は、別表第３のとおりとする。

（船賃）

第16条　船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　寝台料金

三　座席指定料金

四　特別船室料金（内国旅行にあっては役員に限る。）

五　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　運賃の等級が区分された船舶により移動するときの運賃の額の上限は、別表第４のとおりとする。

（航空賃）

第17条　航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　座席指定料金

三　前２号に掲げる費用に付随する費用

２　運賃の等級が区分された航空機により移動するときの運賃の額の上限は、内国旅行の場合にあっては、最下級の運賃の額とし、外国旅行の場合にあっては、別表第５のとおりとする。

（その他の交通費）

第18条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第３号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　道路運送法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二　前号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第 80 条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

三　前２号に掲げる費用に付随する費用

（移動手当）

第19条　移動手当は、用務地内の移動にかかる交通費に充てるための費用とし、その額は、別

表第６の定額とする。

（宿泊費）

第 20 条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第７の額を上限とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

３　前項に規定する「特別な事情がある場合」とは、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一　内国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が別表第７の額を超える場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ　国際会議（役員が出席するものに限る。）において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

ロ　業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

二　外国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が別表第７の額を超える場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ　国際会議（これに準ずるものを含む。以下このイ及びロにおいて同じ。）において外国政府、国際機関その他国際会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

ロ　国際会議に出席するため役員の外国旅行に同行する者が役員と同一の宿泊施設に宿泊しなければ業務の運営上支障を来すとき。

ハ　業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

ニ　為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

（包括宿泊費）

第 21 条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費の上限基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第 22 条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費を充てるための費用とし、その額は、別表第８の定額とする。

２　宿泊手当の額は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一　朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合　前項で定める定額の３分の２の額

二　朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合　前項で定める定額の３分の１の額

３　移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前２項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第８のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の３分の１の額とする。

４　旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前３項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第 23 条　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、別表第９の定額とする。

（着後滞在費）
第 24 条　着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては５夜分を、外国旅行にあっては１０夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）
第 25 条　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。
一　内国旅行にあっては、次に掲げる額
イ　赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を役職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
ロ　イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における役職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額
二　外国旅行にあっては、次に掲げる額
イ　赴任の際学長の許可を受け、家族を役職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額
ロ　イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後学長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における役職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額
ハ　イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後学長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額
ニ　外国に赴任後学長の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額
２　旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第１号ロ又は第２号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）
第 26 条　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額とする。

（死亡手当）
第 27 条　死亡手当は、役職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第３条第２項第５号又は第７号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第１０の定額とする。

第３章　　雑則
（退職者等の旅費）
第 28 条　第３条第２項第１号又は第４号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて次の各号に掲げる旅費とする。
一　第３条第２項第１号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
イ　役職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧勤務地に旅行するものとし

て計算した旅費
ロ　役職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新勤務地に旅行するものとして計算した旅費
二　本邦に出張のための外国旅行中の外国勤務の職員が第３条第２項第１号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該役職員の本邦への出張における出張地を旧勤務地とみなして前号イの規定に準じた旅費のほか、次号ハ又はニ及び次項の規定に準じた旅費
三　第３条第２項第４号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
イ　外国勤務の役職員がその勤務地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧勤務地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）
ロ　本邦勤務の役職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費
ハ　外国勤務の役職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧勤務地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費
(1)　ロの規定に準じた旅費
(2)　家財又は家族を旧勤務地から本邦に移転する必要がある場合には、(1)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧勤務地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費
ニ　外国勤務の役職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧勤務地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費
(1)　出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧勤務地に旅行するものとして計算した旅費
(2)　イの規定に準じた旅費
２　前項の場合において、退職等となった役職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
３　学長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）
第 29 条　第３条第２項第２号、第３号又は第５号から第７号までの規定により支給する旅費は（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて次の各号に掲げる旅費とする。
一　本邦勤務の役職員が第３条第２項第２号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
イ　役職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
ロ　役職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、役職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
二　本邦に出張のための外国旅行中の外国勤務の役職員が第３条第２項第２号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第４号イの規定に準じた旅費
三　第３条第２項第３号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
四　第３条第２項第５号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

イ　出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ　役職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、役職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

五　第３条第２項第６号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、役職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（直後滞在費に相当する部分を除く。）

六　第３条第２項第７号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、役職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

２　遺族が前項第１号から第５号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、第２条第９号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（本邦通過の場合の旅費）

第 30 条　外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

２　前項本文の場合において、第 25 条第１項第１号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新勤務地又は新居住地とみなす。

（旅費の支給額の上限）

第 31 条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 15 条第１項各号、第 16 条第１項各号、第 17 条第１項各号及び第 18 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第９条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第１項及び第 26 条並びに第９条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第 32 条　学長は、旅行者が法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規則又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない。

２　学長は、旅行者がこの規則による旅費により旅行することが当該旅行の性質又は特別の事情により困難であると認める場合には、かかる実費を上限として支給することができる。

３　第１項の規定にかかわらず学長は、予算上の制約がある場合は、移動手当及び宿泊手当の範囲内で、旅費を減額して支給することができる。

（旅費の返納）

第 33 条　学長は、旅行者がこの規則又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

２　旅行者がこの規則又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、学長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

（端数の取扱い）
第34条　この規則の定めによって算出した旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（雑則）
第35条　この規則に定めのないものについては、別に定める。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平１８．３．２４規則第１１号）
この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平１９．３．２２規則第１７号）
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平２０．３．１９規則第９号）
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平２３．　３．３１規則第１９号）
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平２９．６．８規則第１８号）
この規則は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則（令４．２．２規則第１０号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令７．１０．２３規則第２６号）
この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令８．９．２８規則第２８号）
この規則は、令和８年９月２８日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表第１　学外委員、非常勤職員の旅費の支給区分（第４条第２項関係）

区　分	学外委員	非常勤職員
役　員	経営協議会学外委員 学長選考・監察会議学外委員	
教職員等（役員以外）		国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則第２条第１項第１号、第２号に該当する者

別表第２　役職員、学外委員、非常勤の職員以外の者の旅費の支給区分（第４条第３項関係）

	役員及び職員以外の者	支給区分
１	国立大学法人及び独立行政法人その他これに準じる機関の役員	役　員
２	国務大臣又は国会議員	
３	法律又は政令に基づき設置された審議会等の委員	
４	地方公共団体の長	
５	地方公共団体が設置する大学又は私立大学の長、役員又はこれと同等の職にある者	
６	国立大学法人及び独立行政法人その他これに準じる機関並びに地方公共団体が設置する大学又は私立大学の役員以外の教職員	教職員等（役員以外）
７	都道府県議会の議員	
８	市町村議会の議員	
９	学識経験者又は専門的知識を有する者	
１０	学生又は生徒	教職員等（役員以外）
１１	１から１０までの職以外の者	

備考

１　退職当時の職が、１から８の支給区分に該当する場合は、当該支給区分を適用する。

２　同一人物で複数の支給区分に該当する場合は、旅費額の高い方の旅費区分とする。

３　特別の理由により規定によりがたい場合は、その者の身分、経歴及び用務の性質を考慮し、学長がその都度定める。

別表第３　鉄道賃にかかる運賃の額の上限（第１５条関係）

区分	内国旅行	外国旅行	
	２階級に区分する鉄道	３階級以上に区分する鉄道	２階級に区分する鉄道
役員	最上級	最上級	最上級
教職員等（役員以外）	最下級	最上級の直近下位の級	

別表第４　船賃にかかる運賃の額の上限（第１６条関係）

区分	内国旅行		外国旅行	
	３階級以上に区分する船舶	２階級に区分する船舶	３階級に区分する船舶	２階級に区分する船舶
役員	最上級	最上級	最上級	最上級
教職員等（役員以外）	最上級の直近下位の級	最下級	最上級の直近下位の級	

別表第５　航空賃にかかる運賃の額の上限（第１７条関係）

区分	外国旅行	
	３階級以上に区分する航空機	２階級に区分する航空機
役員	最上級の直近下位の級	最上級
教職員等（役員以外）	上記直近下位の級	最下級

備考

１　３階級以上に区分する航空機による旅行の場合であって、学長が特に必要と認めた者については、最上級の運賃を支給することができる。

２　長時間にわたる航空機による旅行（一の旅行区間における所要時間が８時間以上の移動のことをいう。）をする者については、次の各号に掲げる運賃を支給することができる。

(1) ３階級以上に区分する航空機による旅行の場合は、最上級の直近下位の級の運賃

(2) ２階級に区分する航空機による旅行の場合は、最上級の運賃

別表第６　移動手当（第１９条関係）

１　内国旅行

区　分	役　員	教職員等（役員以外）
移動手当（１日につき）	１，３００円	１，１００円

２　外国旅行

区　　分	役　員	教職員等（役員以外）

移動手当（１日につき）	指定地域	３，６００円	２，９００円
	指定地域以外	２，７００円	２，２００円

備考

１　表中の「指定地域、指定地域以外」とは、次の各号に規定する地域とする。

(1) 指定地域

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャンの地域及び北米地域、欧州地域、中近東地域として第２項で定める地域のうち、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域。

(2) 指定地域以外の地域

前項に掲げる地域以外の地域（本邦を除く。）

２　第１項に規定する「北米地域、欧州地域、中近東地域」とは、次の各号に規定する地域とする。

(1) 北米地域　北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。)を除く。)

(2) 欧州地域　ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

(3) 中近東地域　アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

３　船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における移動手当の額は、表中の定額とする。

別表第７　宿泊費の上限基準額（第２０条関係）

１　本邦

区分	上限基準額（一夜につき）	
	役員	教職員等（役員以外）
北海道	18,000 円	13,000 円
青森県	15,000 円	11,000 円
岩手県	13,000 円	9,000 円
宮城県	14,000 円	10,000 円
秋田県	15,000 円	11,000 円
山形県	14,000 円	10,000 円
福島県	11,000 円	8,000 円
茨城県	15,000 円	11,000 円
栃木県	14,000 円	10,000 円
群馬県	14,000 円	10,000 円
埼玉県	27,000 円	19,000 円
千葉県	24,000 円	17,000 円

東京都	27,000 円	19,000 円
神奈川県	22,000 円	16,000 円
新潟県	22,000 円	16,000 円
富山県	15,000 円	11,000 円
石川県	13,000 円	9,000 円
福井県	14,000 円	10,000 円
山梨県	17,000 円	12,000 円
長野県	15,000 円	11,000 円
岐阜県	18,000 円	13,000 円
静岡県	13,000 円	9,000 円
愛知県	15,000 円	11,000 円
三重県	13,000 円	9,000 円
滋賀県	15,000 円	11,000 円
京都府	27,000 円	19,000 円
大阪府	18,000 円	13,000 円
兵庫県	17,000 円	12,000 円
奈良県	15,000 円	11,000 円
和歌山県	15,000 円	11,000 円
鳥取県	11,000 円	8,000 円
島根県	13,000 円	9,000 円
岡山県	14,000 円	10,000 円
広島県	18,000 円	13,000 円
山口県	11,000 円	8,000 円
徳島県	14,000 円	10,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
愛媛県	14,000 円	10,000 円
高知県	15,000 円	11,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
佐賀県	15,000 円	11,000 円
長崎県	15,000 円	11,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
大分県	15,000 円	11,000 円
宮崎県	17,000 円	12,000 円
鹿児島県	17,000 円	12,000 円
沖縄県	15,000 円	11,000 円

2　外国

区　分			上限基準額（一夜につき）	
地域	国名	地名	役員	教職員等（役員以外）
ア　ジア	インド	ニューデリー	20,000 円	18,000 円
		コルカタ	11,000 円	10,000 円
		チェンナイ	13,000 円	12,000 円
		ベンガルール	18,000 円	16,000 円
		ムンバイ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円

	インドネシア	ジャカルタ	18,000 円	16,000 円
		スラバヤ	13,000 円	12,000 円
		デンパサール	20,000 円	18,000 円
		メダン	9,000 円	8,000 円
		その他の地	14,000 円	13,000 円
	カンボジア	プノンペン	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	シンガポール	シンガポール	37,000 円	34,000 円
		その他の地	37,000 円	34,000 円
	スリランカ	コロンボ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	タイ	バンコク	22,000 円	20,000 円
		チェンマイ	15,000 円	14,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	大韓民国	ソウル	29,000 円	26,000 円
		済州	25,000 円	23,000 円
		釜山	20,000 円	18,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	中華人民共和国	北京	19,000 円	17,000 円
		広州	19,000 円	17,000 円
		上海	19,000 円	17,000 円
		重慶	12,000 円	11,000 円
		瀋陽	10,000 円	9,000 円
		青島	13,000 円	12,000 円
		香港	35,000 円	32,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	ネパール	カトマンズ	17,000 円	15,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	パキスタン	イスラマバード	35,000 円	32,000 円
		カラチ	34,000 円	31,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	バングラデシュ	ダッカ	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	東ティモール	ディリ	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	フィリピン	マニラ	19,000 円	17,000 円
		セブ	21,000 円	19,000 円
		ダバオ	24,000 円	22,000 円

		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ブルネイ	バンダルスリブガワン	22,000 円	20,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	ベトナム	ハノイ	15,000 円	14,000 円
		ダナン	17,000 円	15,000 円
		ホーチミン	17,000 円	15,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円
	マレーシア	クアラルンプール	15,000 円	14,000 円
		ペナン	15,000 円	14,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	ミャンマー	ヤンゴン	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	モルディブ	マレ	52,000 円	47,000 円
		その他の地	50,000 円	45,000 円
	モンゴル	ウランバートル	26,000 円	24,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ラオス	ビエンテャン	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	その他の国		19,000 円	17,000 円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	32,000 円	29,000 円
		シドニー	32,000 円	29,000 円
		パース	30,000 円	27,000 円
		ブリスベン	31,000 円	28,000 円
		メルボルン	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	キリバス	タラワ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	サモア	アピア	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ソロモン	ホニアラ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	トンガ	ヌクアロファ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ニュージーランド	ウェリントン	30,000 円	27,000 円
		オークランド	30,000 円	27,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	バヌアツ	ポートビラ	28,000 円	25,000 円

		その他の地	28,000 円	25,000 円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	42,000 円	38,000 円
		その他の地	42,000 円	38,000 円
	パラオ	コロール	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	フィジー	スバ	36,000 円	33,000 円
		その他の地	44,000 円	40,000 円
	マーシャル	マジュロ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ミクロネシア	コロニア	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	その他の国		28,000 円	25,000 円
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	59,000 円	54,000 円
		アトランタ	42,000 円	38,000 円
		サンフランシスコ	54,000 円	49,000 円
		シアトル	46,000 円	42,000 円
		シカゴ	48,000 円	44,000 円
		デトロイト	47,000 円	43,000 円
		デンバー	44,000 円	40,000 円
		ナッシュビル	41,000 円	37,000 円
		ニューヨーク	63,000 円	57,000 円
		ハガッニャ	20,000 円	18,000 円
		ヒューストン	31,000 円	28,000 円
		ボストン	65,000 円	59,000 円
		ホノルル	54,000 円	49,000 円
		マイアミ	43,000 円	39,000 円
		ロサンゼルス	46,000 円	42,000 円
		その他の地	40,000 円	36,000 円
	カナダ	オタワ	37,000 円	34,000 円
		カルガリー	37,000 円	34,000 円
		トロント	54,000 円	49,000 円
		バンクーバー	48,000 円	44,000 円
		モントリオール	40,000 円	36,000 円
		その他の地	39,000 円	35,000 円
	その他の国		40,000 円	36,000 円
中　南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	28,000 円	25,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ウルグアイ	モンテビデオ	22,000 円	20,000 円

		その他の地	22,000 円	20,000 円
	エクアドル	キト	30,000 円	27,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	エルサルバドル	サンサルバドル	30,000 円	27,000 円
		その他の地	30,000 円	27,000 円
	キューバ	ハバナ	15,000 円	14,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円
	グアテマラ	グアテマラ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	コスタリカ	サンホセ	35,000 円	32,000 円
		その他の地	35,000 円	32,000 円
	コロンビア	ボゴタ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	ジャマイカ	キングストン	48,000 円	44,000 円
		その他の地	48,000 円	44,000 円
	チリ	サンティアゴ	29,000 円	26,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	37,000 円	34,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	44,000 円	40,000 円
		その他の地	40,000 円	36,000 円
	ニカラグア	マナグア	15,000 円	14,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円
	ハイチ	ポルトープランス	36,000 円	33,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	パナマ	パナマ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	パラグアイ	アスンシオン	24,000 円	22,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	バルバドス	ブリッジタウン	52,000 円	47,000 円
		その他の地	52,000 円	47,000 円
	ブラジル	ブラジリア	18,000 円	16,000 円
		クリチバ	13,000 円	12,000 円
		サンパウロ	22,000 円	20,000 円
		マナウス	15,000 円	14,000 円
		リオデジャネイロ	21,000 円	19,000 円
		レシフェ	14,000 円	13,000 円

		その他の地	12,000 円	11,000 円
	ベネズエラ	カラカス	34,000 円	31,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	ペルー	リマ	22,000 円	20,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	ボリビア	ラパス	14,000 円	13,000 円
		その他の地	14,000 円	13,000 円
	ホンジュラス	テグシガルパ	32,000 円	29,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	メキシコ	メキシコ	21,000 円	19,000 円
		レオン	19,000 円	17,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	その他の国		15,000 円	14,000 円
欧州	アイスランド	レイキャビク	54,000 円	49,000 円
		その他の地	52,000 円	47,000 円
	アイルランド	ダブリン	40,000 円	36,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	アゼルバイジャン	バクー	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	アルバニア	ティラナ	18,000 円	16,000 円
		その他の地	18,000 円	16,000 円
	アルメニア	エレバン	30,000 円	27,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	イタリア	ローマ	33,000 円	30,000 円
		ミラノ	34,000 円	31,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ウクライナ	キーウ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	ウズベキスタン	タシケント	28,000 円	25,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	英国	ロンドン	48,000 円	44,000 円
		エディンバラ	42,000 円	38,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	エストニア	タリン	21,000 円	19,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	オーストリア	ウィーン	26,000 円	24,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	オランダ	ハーグ	26,000 円	24,000 円

		その他の地	28,000 円	25,000 円
	カザフスタン	アスタナ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	北マケドニア	スコピエ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	キプロス	ニコシア	36,000 円	33,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	ギリシア	アテネ	31,000 円	28,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	キルギス	ビシュケク	17,000 円	15,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	クロアチア	ザグレブ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ジョージア	トビリシ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	スイス	ベルン	36,000 円	33,000 円
		ジュネーブ	42,000 円	38,000 円
		その他の地	35,000 円	32,000 円
	スウェーデン	ストックホルム	33,000 円	30,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	スペイン	マドリード	34,000 円	31,000 円
		バルセロナ	37,000 円	34,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	スロバキア	ブラチスラバ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	スロベニア	リュブリャナ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	セルビア	ベオグラード	28,000 円	25,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	タジキスタン	ドゥシャンベ	31,000 円	28,000 円
		その他の地	31,000 円	28,000 円
	チェコ	プラハ	21,000 円	19,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	デンマーク	コペンハーゲン	37,000 円	34,000 円
		その他の地	33,000 円	30,000 円
	ドイツ	ベルリン	28,000 円	25,000 円
		デュッセルドルフ	24,000 円	22,000 円
		ハンブルク	28,000 円	25,000 円

		フランクフルト	22,000 円	20,000 円
		ミュンヘン	26,000 円	24,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	トルクメニスタン	アシガバット	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	ノルウェー	オスロ	35,000 円	32,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	バチカン	バチカン	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	ハンガリー	ブダペスト	23,000 円	21,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	フィンランド	ヘルシンキ	30,000 円	27,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	フランス	パリ	42,000 円	38,000 円
		ストラスブール	26,000 円	24,000 円
		マルセイユ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ブルガリア	ソフィア	22,000 円	20,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	ベラルーシ	ミンスク	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	ベルギー	ブリュッセル	37,000 円	34,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	ポーランド	ワルシャワ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	18,000 円	16,000 円
	ポルトガル	リスボン	31,000 円	28,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	モルドバ	キシナウ	22,000 円	20,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	ラトビア	リガ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	リトアニア	ビリニュス	20,000 円	18,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	ルーマニア	ブカレスト	23,000 円	21,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	ルクセンブ	ルクセンブルク	39,000 円	35,000 円

	ルク	その他の地	32,000 円	29,000 円
	ロシア	モスクワ	23,000 円	21,000 円
		ウラジオストク	23,000 円	21,000 円
		サンクトペテルブルク	23,000 円	21,000 円
		ハバロフスク	23,000 円	21,000 円
		ユジノサハリンスク	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	その他の国		23,000 円	21,000 円
中東	アフガニスタン	カブール	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	33,000 円	30,000 円
		ドバイ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	イエメン	サヌア	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	イスラエル	テルアビブ	41,000 円	37,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	イラク	バグダット	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	イラン	テヘラン	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	オマーン	マスカット	15,000 円	14,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	カタール	ドーハ	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	クウェート	クウェート	25,000 円	23,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	サウジアラビア	リヤド	47,000 円	43,000 円
		ジッダ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	41,000 円	37,000 円
	シリア	ダマスカス	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	トルコ	アンカラ	17,000 円	15,000 円
		イスタンブール	22,000 円	20,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	バーレーン	マナーマ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円

	ヨルダン	アンマン	23,000円	21,000円
		その他の地	23,000円	21,000円
	レバノン	ベイルート	25,000円	23,000円
		その他の地	25,000円	23,000円
	その他の国		25,000円	23,000円
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	33,000円	30,000円
		その他の地	32,000円	29,000円
	アンゴラ	ルアンダ	52,000円	47,000円
		その他の地	52,000円	47,000円
	ウガンダ	カンパラ	21,000円	19,000円
		その他の地	34,000円	31,000円
	エジプト	カイロ	35,000円	32,000円
		その他の地	34,000円	31,000円
	エチオピア	アディスアベバ	20,000円	18,000円
		その他の地	26,000円	24,000円
	ガーナ	アクラ	32,000円	29,000円
		その他の地	32,000円	29,000円
	ガボン	リーブルビル	35,000円	32,000円
		その他の地	35,000円	32,000円
	カメルーン	ヤウデン	29,000円	26,000円
		その他の地	29,000円	26,000円
	ギニア	コナクリ	24,000円	22,000円
		その他の地	24,000円	22,000円
	ケニア	ナイロビ	29,000円	26,000円
		その他の地	29,000円	26,000円
	コートジボワール	アビジャン	35,000円	32,000円
		その他の地	35,000円	32,000円
	コンゴ民主共和国	キンシャサ	24,000円	22,000円
		その他の地	24,000円	22,000円
	ザンビア	ルサカ	36,000円	33,000円
		その他の地	41,000円	37,000円
	ジブチ	ジブチ	24,000円	22,000円
		その他の地	24,000円	22,000円
	ジンバブエ	ハラレ	21,000円	19,000円
		その他の地	21,000円	19,000円
	スーダン	ハルツーム	24,000円	22,000円
		その他の地	24,000円	22,000円
	セーシェル	ビクトリア	24,000円	22,000円

		その他の地	24,000 円	22,000 円
	セネガル	ダカール	44,000 円	40,000 円
		その他の地	43,000 円	39,000 円
	タンザニア	ダルエスサラーム	24,000 円	22,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	チュニジア	チュニス	32,000 円	29,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	ナイジェリア	アブジャ	34,000 円	31,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	ナミビア	ウィンドフック	14,000 円	13,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	ブルキナファソ	ワガドゥクー	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	ベナン	コトヌ	30,000 円	27,000 円
		その他の地	30,000 円	27,000 円
	ボツワナ	ハボローネ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	マダガスカル	アンタナナリボ	26,000 円	24,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	マラウイ	リロングウェ	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	マリ	バマコ	45,000 円	41,000 円
		その他の地	45,000 円	41,000 円
	南アフリカ共和国	プレトニア	18,000 円	16,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	南スーダン	ジュバ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	モーリシャス	ポートルイス	42,000 円	38,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	モーリタニア	ヌアクショット	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	モザンピーク	マプト	20,000 円	18,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	モロッコ	ラバト	22,000 円	20,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	リビア	トリポリ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ルワンダ	キガリ	32,000 円	29,000 円

		その他の地	32,000 円	29,000 円
	その他の国		24,000 円	22,000 円
その他の地域			23,000 円	21,000 円

別表第８　宿泊手当（第２２条関係）

１　本邦

区分	宿泊手当 （一夜につき）
全ての地	2,400 円

２　外国

区　分		宿泊手当 （一夜につき）
地域	国名	
アジア	インド	4,800 円
	インドネシア	4,500 円
	カンボジア	5,400 円
	シンガポール	5,400 円
	スリランカ	5,400 円
	タイ	5,400 円
	大韓民国	5,400 円
	中華人民共和国	5,100 円
	ネパール	5,100 円
	パキスタン	5,400 円
	バングラデシュ	5,400 円
	東ティモール	5,400 円
	フィリピン	5,400 円
	ブルネイ	5,400 円
	ベトナム	4,800 円
	マレーシア	5,100 円
	ミャンマー	5,400 円
	モルディブ	5,400 円
	モンゴル	5,400 円
	ラオス	5,400 円
	その他の国	5,400 円
大洋州	オーストラリア	5,400 円
	キリバス	5,400 円
	サモア	5,400 円
	ソロモン	5,400 円

	トンガ	5,400 円
	ニュージーランド	5,400 円
	バヌアツ	5,400 円
	パプアニューギニア	5,400 円
	パラオ	5,400 円
	フィジー	5,400 円
	マーシャル	5,400 円
	ミクロネシア	5,400 円
	その他の国	5,400 円
北米	アメリカ合衆国	5,400 円
	カナダ	5,400 円
	その他の国	5,400 円
中南米	アルゼンチン	5,400 円
	ウルグアイ	5,400 円
	エクアドル	5,400 円
	エルサルバドル	5,400 円
	キューバ	4,800 円
	グアテマラ	5,400 円
	コスタリカ	5,400 円
	コロンビア	5,400 円
	ジャマイカ	5,400 円
	チリ	5,400 円
	ドミニカ共和国	5,400 円
	トリニダード・トバゴ	5,400 円
	ニカラグア	4,800 円
	ハイチ	5,400 円
	パナマ	5,400 円
	パラグアイ	5,400 円
	バルバドス	5,400 円
	ブラジル	3,900 円
	ベネズエラ	5,400 円
	ペルー	5,400 円
	ボリビア	4,500 円
	ホンジュラス	5,400 円
	メキシコ	5,400 円
	その他の国	4,800 円

欧州	アイスランド	5,400 円
	アイルランド	5,400 円
	アゼルバイジャン	5,400 円
	アルバニア	5,400 円
	アルメニア	5,400 円
	イタリア	5,400 円
	ウクライナ	5,400 円
	ウズベキスタン	5,400 円
	英国	5,400 円
	エストニア	5,400 円
	オーストリア	5,400 円
	オランダ	5,400 円
	カザフスタン	5,400 円
	北マケドニア	5,400 円
	キプロス	5,400 円
	ギリシア	5,400 円
	キルギス	5,100 円
	クロアチア	5,400 円
	ジョージア	5,400 円
	スイス	5,400 円
	スウェーデン	5,400 円
	スペイン	5,400 円
	スロバキア	5,400 円
	スロベニア	5,400 円
	セルビア	5,400 円
	タジキスタン	5,400 円
	チェコ	5,400 円
	デンマーク	5,400 円
	ドイツ	5,400 円
	トルクメニスタン	5,400 円
	ノルウェー	5,400 円
	バチカン	5,400 円
	ハンガリー	5,400 円
	フィンランド	5,400 円
	フランス	5,400 円
	ブルガリア	5,400 円

	ベラルーシ	5,400 円
	ベルギー	5,400 円
	ポーランド	5,100 円
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5,400 円
	ポルトガル	5,400 円
	モルドバ	5,400 円
	ラトビア	5,400 円
	リトアニア	5,400 円
	ルーマニア	5,400 円
	ルクセンブルク	5,400 円
	ロシア	5,400 円
	その他の国	5,400 円
中東	アフガニスタン	5,400 円
	アラブ首長国連邦	5,400 円
	イエメン	5,400 円
	イスラエル	5,400 円
	イラク	5,400 円
	イラン	5,400 円
	オマーン	5,100 円
	カタール	5,400 円
	クウェート	5,400 円
	サウジアラビア	5,400 円
	シリア	5,400 円
	トルコ	5,400 円
	バーレーン	5,400 円
	ヨルダン	5,400 円
	レバノン	5,400 円
	その他の国	5,400 円
アフリカ	アルジェリア	5,400 円
	アンゴラ	5,400 円
	ウガンダ	5,400 円
	エジプト	5,400 円
	エチオピア	5,400 円
	ガーナ	5,400 円
	ガボン	5,400 円
	カメルーン	5,400 円

	ギニア	5,400 円
	ケニア	5,400 円
	コートジボワール	5,400 円
	コンゴ民主共和国	5,400 円
	ザンビア	5,400 円
	ジブチ	5,400 円
	ジンバブエ	5,400 円
	スーダン	5,400 円
	セーシェル	5,400 円
	セネガル	5,400 円
	タンザニア	5,400 円
	チュニジア	5,400 円
	ナイジェリア	5,400 円
	ナミビア	5,400 円
	ブルキナファソ	5,400 円
	ベナン	5,400 円
	ボツワナ	5,400 円
	マダガスカル	5,400 円
	マラウイ	5,400 円
	マリ	5,400 円
	南アフリカ共和国	5,400 円
	南スーダン	5,400 円
	モーリシャス	5,400 円
	モーリタニア	5,400 円
	モザンピーク	5,400 円
	モロッコ	5,400 円
	リビア	5,400 円
	ルワンダ	5,400 円
	その他の国	5,400 円
その他の地域		5,400 円

別表第９　転居費（第２３条関係）

１　内国旅行

区　　分	役　員	職　員
鉄道 50 キロメートル未満	１２６，０００円	１０７，０００円

鉄道50キロメートル以上 100キロメートル未満	１４４，０００円	１２３，０００円
鉄道100キロメートル以上 300キロメートル未満	１７８，０００円	１５２，０００円
鉄道300キロメートル以上 500キロメートル未満	２２０，０００円	１８７，０００円
鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	２９２，０００円	２４８，０００円
鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	３０６，０００円	２６１，０００円
鉄道1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	３２８，０００円	２７９，０００円
鉄道2,000キロメートル以上	３８１，０００円	３２４，０００円

備考

1　赴任の際家族を移転する場合には、旧勤務地（新たに採用された役職員については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。以下同じ。）から新勤務地までの路程に応じた上記の定額を支給する。

2　赴任の際家族を移転しない場合には、前項に規定する額の２分の１に相当する額を支給する。

3　赴任の際家族を移転しないが赴任を命じられた日の翌日から１年以内に家族を移転する場合には、前項に規定する額に相当する額（赴任の後家族を移転する間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前項に規定する額に相当する額の合計額）を支給する。

4　前項の場合において、家族を移転した際における転居費の定額が役職員が赴任した際の転居費の定額と異なるときは、同項の額は、家族を移転した際における転居費の定額を基礎として計算する。

5　路程の計算については、水路及び陸路４分の１キロメートルをもって鉄道１キロメートルとみなす。

6　旅行命令権者は、業務上必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第３項の期間について延長することができる。

7　旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、当該役職員の移転について、その期間を延長することができる。

2　外国旅行

区　　分	役　員	職　員
鉄道100キロメートル未満	１４１，０００円	１１６，０００円
鉄道100キロメートル以上 500キロメートル未満	１８８，０００円	１５４，０００円
鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	２６９，０００円	２２０，０００円
鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	３３８，０００円	２７６，０００円

鉄道1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	４２５，０００円	３４８，０００円
鉄道2,000キロメートル以上 5,000キロメートル未満	５２１，０００円	４２８，０００円
鉄道5,000キロメートル以上 10,000キロメートル未満	５７５，０００円	４７１，０００円
鉄道10,000キロメートル以上 15,000キロメートル未満	６２８，０００円	５１４，０００円
鉄道15,000キロメートル以上 20,000キロメートル未満	６８０，０００円	５５６，０００円
鉄道20,000キロメートル以上	７３４，０００円	６０１，０００円

備考

１　赴任の際家族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた上記の定額を支給する。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号の規定する額による。

(1)　２人以上の家族を随伴する場合には、定額に、１人を超える者ごとにその１００分の１５に相当する額を加算した額

(2)　外国勤務の役職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその１００分の１０に相当する額を加算した額

(3)　移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として旅費細則に定める場合には、その運賃の額を考慮して、定額（前２項の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本項において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては定額の１００分の４５に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の１００分の３５に相当する額の範囲内においてそれぞれ旅費細則に定める額に相当する額を加算した額

２　赴任の際家族を随伴しない場合の転居費の額は、前項（同項第１号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の２分の１に相当する額による。

３　赴任の際家族を随伴しないが、同一勤務地について１回限り、家族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合の転居費の額は、赴任の際に家族を居住地から勤務地へ随伴したものとみなして第１項の規定を適用した場合における転居費に相当する額から、当該居住地から当該家族を随伴しないで勤務地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における転居費の額に相当する額を差し引いた額とする。

４　前項の転居費の計算については、第２３条における別表第９（１内国旅行）第４項の規定を準用する。

別表第１０　死亡手当（第２７条関係）

区　　分	死亡手当
全ての者	９３０，０００円